535-TH-JD- I	$\sim$ /
200 1211 (Th. 75)	'/ /
TE/T-128 .^	/ /

7/5

# (会派名・議員氏名ふじのくに県民クラブ・田内浩之 )

経費項目 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請補等話願・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費				・事務費・事務所費・人件費		
内 容 県庁にて調査 5日早朝登庁のため泊(おる身業 ヒアソング (4)						
年	月	田	令和5年7月4日~令和5年7月5日	金	額	16,700 A

目 的 (該当項目に丸印)	部局事業・アリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使 途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul><li>議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。</li><li>地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。</li><li>確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。</li><li>議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。</li><li>会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。</li></ul>
≪領収書貼付本 6日は東京出張	本≫ 長のため、宿泊費は馬坤料のみ精勞する

		_			
案分の理由	領収書金額(a)		案分率(b)	政務活動費支出額(a×	<Ъ)
全て政務活動にかかる	,		/		
ものである。	16.700	円	. 100 %	16,700	円

# お勘定書 STATEMENT



お部屋番を Room No.	号 1201					Page 1 of 1
	Mr. Ms. 田内 浩;	· Ż	様	人数 Person(s)	1	
ご到着 Artival	2023/07/04	ご出発 Departure 2023/07/05 CA		AA 会員番号 AA Membership N	o.:	今回ポイント Point Applied: 累積ポイント ccumulated Point:
日付 Date		摘要 Description		料金 Charge	お支払 Credits	残高 Balance
07/04	1201	ポイントご利用分		-200		
07/04 07/04 07/04	1201	御宿泊料駐車場		15,600 1,300	16,700	
	1201	クレジットカード連動売上	<u>.</u>	16,700	16,700	0
		( 10	%対象	16,700 )		
		ご請求金? Total Bala:		16,700	ご返金 Refund	0
会社名 Firm			,		上記返金金額正に受け	け取りました。
住所 Address			ご署名 Signatu			•
					たのご利用をお待ち申	
部署名 Division			恐縮で	ございますがサービス料	としてお勘定の10%及び規類	to serving you again soon. Eの税金を加算させて頂きます。
お名前 Name			Your bil	includes a 10% service o	き渡し済みでございますので再 harge and applicable taxes. As i copies are attached to your bill.	ndividual receipts have been hander
ご署名 Signature	· 		Bill Iss	406615 C	OM : 3510401 20:10:00 103720 RYa0	gs9pdb
	領収書 RECEIPT	田内 浩之			様 <u>No. 40</u> 6	6615
	金額	¥ 16,700-				氐税 申 告納 につき静岡
	伯し	<u> </u>				と 多 承 認 済

2023年07月04日 上記正に領収致しました。

(会派名・議員氏名ふじのくに県民クラブ・田内浩之)

経事	費項	目	調査研究費・研修費・広穂広報費・要請嫌情等話嫌ず・会議費・資料作	成費・資	料購入費	・事務費・	事務所費・人件費
内		容	県庁にて調査	_			
年	·月	日	令和5年7月10日		額	5,160	円

目的 部局事業ヒアルング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理 (該当項目に丸印) 使 途 交诵費·宿泊費·駐車料 (該当項目に丸印) 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 政務活動・ 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 県政との 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 関連性 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 (該当項目に丸印) 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。 ≪領収書貼付料 ご利用ありがとうございます。 ご利用ありがとうございます。 用 証 明 書 利 用 証 明書 和 NEXCO NEXCO 中日本 中日本 静岡 料金所(自) 三ヶ日 料金所(自) 料金所(至) 静岡 三ヶ日 料金所(至) 23年 7月10日11時48分 23年 7月10日17時55分 通行料金 ¥2,580-通行料金 ¥2,580-(ETCクレシ"ット) 車種 (ETCクレシ゛ット) 車種 1 取扱番号 取扱番号 (確) (確) A40307-102332-200633 A40307-102332-199736 ※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービ スで印字されたものです。 ※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービ スで印字されたものです。

案分の理由	領収書金額(a)		案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)	
全て政務活動にかかる			/	F 1/6	
ものである。	5-160	円	100 %	5-16U P	<u>IJ</u>

1-3 整理番号

# 支出証拠書(自動車燃料代)

【 7 月分】 2// (会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・田内浩之

区分	前回給油(領収	小小小 A	今回(直近	の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月	I II	年	月日	
走行距離		k m	•	k m	k m

### (経費項目別充当額)

経費項目	走行距離(km)	積算	方 法 ※		充当額(円)
事 務 費		一 円×	km/	kт	

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)

※領収書による充当方式

・積上げ方式 : 領収書金額(円)×走行距離(km)/総走行距離(上記C)(km)

・充当限度割合による案分:領収書金額(円)×充当限度割合

≪支払証明≫上記のとおり支払った(充当した)ことを証明します。 議員氏名

田内浩之

日リー	入軍	h
	りー	日小人車

案分の理由 政務活動と私	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
用で案分			_
	<i>14,802</i> 円	50%	ク <i>, 40 /</i> 円

# ENEOS

# 納品書(觚書)

※※※※スタッフ確認事項※※※※キャッブ確認口 カート確認口 カギ返却口 油種確認口※※※※※※※※※※※※※※※※※※※2023年07月c 18:49

売上 TS3CARD 1 トークン 1 提供カード 車両番号 実車番

0216-00 軽油

軽油 P11 数数 5.8.00L \* 単価 147円 ¥8,526 (内軽油本体 [14.90円 ¥6,665)

(内軽油本体 114.90円 ¥6,665) (内軽油税 32.10円 ¥1.861)

合言十 ¥8,526 (消旗税10%対象 内消徴税等 ¥6,665 クレジット支払

A000000031010 VISACREDIT

有効期限:XX/XX NC ICS

支払方法:一括払い 承認番号:0067669

ENEOSウイング東海支店 三ヶ日インター給油所 静岡県 浜松市 北区 三ヶ日町都筑字北田面1300-TEL:053-526-2546 SS-480434 レシトNo 3855-04 デー外02670-2673

2023/07/04

# ENIOS

# 納品書(瓤書)

※※※スク・ノ確認事項※※※ キャップ確認口 カード確認口 カギ返却 」油種確認口 ※※※※※※※※※※※※※※※ 2023年07月11日 11:30

売上 TS3CARO トーケン 提携カード 車両番号 実車番 0216-00 軽油 P11 42.70L 数量 \* 単価 147円 ¥6,276 (内軽油本体 114.90円 ¥4, 906) (内軽油税 32.10円 ¥1,370)

クレジット支払 AUU000000031010 VISACREDIT

有効期限:XX/XX NC ICS

支払方法: 一括払い 承認番号: 0041624

ENEOSウイング東海支店 三ヶ日インター給油所 静岡県 浜松市 北区 三ヶ日町都筑字北田面1300-TEL:053-526-2546 SS-480434 レシトNo 5938-04 デー5No9737-9740 りル通番17-50777

2023/07/11

目对如不崇华用のため和奇记 2023年7月4日」

7/19

## (会派名・議員氏名ふじのくに県民クラブ・田内浩之 )

経!	費項	目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請補情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費
内		容	県庁にて調査 19 日早朝登庁のため泊
年	月	田	令和5年7月18日~令和5年7月19日 金額 /5,340円

目的	
	部局事業はアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
(該当項目に丸印)	
使 途	交通費・宿泊費・駐車料)
(該当項目に丸印)	文型第二指指数 (新工事)
政務活動・	(上 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。
以扱行動・	(・) 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。
71.21	( ) 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。
関連性	議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。
(該当項目に丸印)	・ 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。
≪領収書貼付ね	<u>소</u> 》

#### 《识以音览门作》

ご利用ありがとうございます。

利用 証明書



料金所(自) 三方原スマート 料金所(至) 静岡 23年 7月18日17時 2分

通行料金 ¥2,140-

(ETCクレシュト)

車種 1

取扱番号 A29307-186180-028421

※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービ スで印字されたものです。

焊り分皮 型目的 视率, RA TO

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)					
全て政務活動にかかる		/						
ものである。	, 5,340円	. 100 %	15,340 H					

#### 請求領収書 RECEIPT

125055

# HOTEL ホテルグランヒルズ 静岡 〒422-8575 静岡県静岡市駿河区南町 18-1 TEL (054) 284-0111 FAX (054) 289-5300

田内 浩之 お名前 GUEST NAME

様

お部屋番号		二出発日	人数(宿泊)	人数(デイユース)	担当者
ROOM NO 2423		EPARTURE DATE	PERSON(S)	PERSON(S)	IN CHARGE
4443	2023/07/18 2	023/07/19	1	0 4	A-10.
日付	項目	<del></del>	料金	お支払い	残高
DATE	DESCRIPTION TO THE TOTAL		CHARGE	CREDITS	BALANCE
2023/07/18			科金 CHARGE 12,000		
	十宿泊小計		12,000		12,000
		ł			
	駐車場		1,200		
	<del></del>		1,200		13,200
	1 7 7 1		1,200		13,200
	***** A ###				
	十総計金額		13,200		13,200
	(内消費税)		1,199		
	総入金額		4	0	13,200
	7/407 - 24.100			•	10,200
	差引請求額	es .	10.000		30,000
	一一定51胡水	H	13,200		13,200
	j				
	i		5.685	HILLS SHIZIJO トカード払い	
			CI GHAINS	11150 SHIS	
		À			
		- / / /	ミニー フレジッ	トカード払い 📗 🗍	<del>~</del> \
	,	[ ]	TOATE	7 77 77	<b>'</b> \
		[ ]	PAII	ノ お Y i	1
		<b>\</b>	וומססט	r CARD	Í
		V	ONDDI	L UAKU	
		1	\	المحا	
			オテルヴラ	という大変学	
				7 -10-1	
					0

前受金 DEPOSIT 13,200 ご署名 SIGNATURE ご請求額 AMOUNT DUE ご返金額 REFUND

収入 印紙

ありがとうございました。またのご利用をお待ち申し上げます。誠に勝手ながら 上記金額には消費税等が含まれております。また伝源につきましては、すでにお 波し済みでございますので再発行はいたしかねます。

由6-11H-102- □	h /
<b>奎理金万</b>	7 - 3

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・田内浩之

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要舗練情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費
内 容	事務所 電話代7月分
年 月 日	令和 5年 7月 21日 金 額 4,233円
目 的	政務活動用 事務所 電話代
使 途	7月分 電話代
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動時の業務連絡
≪領収書貼付別紙あり	T M 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大
	2023年 7月 ご請求分 金額(円) 金額(円) 受取人 NTTファイナンス株式会社 記 お問合せ先 (無料)

. 7.			
案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会		/	
活動で按分	8,467 円	50%	4,233円

収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様 請求書(西日本ご利用分)

431-0431 湖西市鷲津5267

郵便区内特別

**の NTT**ファイナンス

NTTファイナンス株式会社 〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2023年 7月17日発行

・発 行 会 社 差出: NTTファイナンス (株) 東京都港区港南1-2-70

お問合せ先 0800-3335550 (無料)

【還付先】

〒461 名古屋市東区東桜1-14-11

-0005 DPスクエア東桜10F

社用コード M20021211001 12499 12428 00 E

61 000000 1 0

23070301E

田内 浩之 様

[[[են]ի]իվոիդիկիկիներիկուկինիներդեներ



023072101041777263

12499

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(

1/

3ページ)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請 求 年 月 (MONTH OF ISSUE)	ご 請 求 金 額 (TOTAL AMOUNT)	お 支 払 期 限 (DUE DATE)
	2023 年 7月ご請求分	8,467円	2023年 7月31日 (月)

Webでのお問い合わせ先

【NTTファイナンスからのお知らせ】

\*\*\* NTTグループ各社ご請求金額 \*\*\*

NTT西日本分ご請求額

NTTファイナンス分ご請求額

(合計)

7,257円

1,210円

8,467円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

\*\*\* NTTファイナンスからのお知らせ \*\*\*

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。

※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

\*\*\*NTT西日本からのお知らせ\*\*\*

フレッツ光の割引サービス(光もっともっと割、Web光もっともっと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。

割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。

なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

\*NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。 Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop. お客様ご請求番号 BILLING NUMBER

諳 求 年 月 MONTH OF ISSUE 2023年 7月ご請求分

# ご請求内訳(お客様番号

内訳項目 金額(円)	内訳金額(円)	語	税区分 TAX
CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	AMOUNT (YEN)	DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN (9ETTO)2-80 C 7.	TAX
•	and a second contract and the second contract of the second contract		
◇NTT西日本ご利用分	00	A STATE OF THE STA	合 算
7,257	5,400	プレップ   加介とペド   1   1990	合 100 🖺
	1,790	外の解約は解約金がかかります	
verenza con a sobarrio (SC	500	リモートサポードサービス料金 6月 1日~ 6月30日 6月 1日~ 6日 1	合 算
	1,020	プカカロ電話A (エース) 定額料1 6月 1日~ 6月30日 電話番号	合 算
		(2053-575-3105	
	480	ひかり電話A (エース) 定額料2 6月 1日~6月30日 ひかり電	
A month provides with contract and contract advantages of the state of		す。   alicentary and the control of	合質
	100	ひかり電話対応機器使用料。 6月 1日~ 6月30日 48巻 4 カル使用料 6月 1日~ 6月30日	合算
The second secon	200	被数7个470 使7044	合 賃
	100	追加番号使用料 ひかり電話 (通話料) 6月 1日~ 6月30日 翌月への	1
Land the second of the Miles	56 Nagalogija gantorija	線越額は480円です。	
	-56	75かり電話A (エース) 定額料分通話 6月 1日~ 6月30日 ひかり電	合 算
	l	Substantial Annual Control of Section 1.12 Section 1.	!
	Contracting to the second	ます。	
	432	ひかり電話 (携帯電話等への通話料) 6月 1日~ 6月30日	合算
	6	ユニパーサルサービス料他 6月 1日~ 6月30日 2番号分	16 异
*	. The state of the state of	のご請求となります。	A 19
	100	発行手数料 本請求費等の発行にかかわる各種費用に なります。	
		ナッカナーンピーアンファトを統合	合 算
	50	節趣眼でお支払いいただく場合の手数料	
	Jan to A feet from the	77	
	j n akakayi ⊾ <b>zi∈'o</b> ri	The second secon	
La contraction and the contraction of the contracti	1 10 100 100 100 100 100 100 100 100 10	消費税等相当額 (合計)	

ユニバーサルサービス料他には、2023年4月利用料分から2024年1月利用料分まで、ユニバーサル \*\*\*ユニバーサルサービス料について\*\*\* |サービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。 電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。 https://www.tca.or.jp/telephonerelay\_service\_sup にご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者 port/qa/

ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバー サルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するため 協会から 1:番号あたりの費用(番号単価)が公表されています。

(

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER

3

請求年月 MONTH OF ISSUE

2023 年 7月ご請求分

# ご請求内訳(お客様番号

ご前氷内訳(お客様番号 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
内訳項目 金額(円) CHARGE REAKDOWN BY CATEGORY (YEM)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	田 (本内駅は、各サービス提供事業者が) 税 発行したものです。	
◇NTT西日本分 (小計) 7,257	7,257	( <u>/ ( )                                 </u>		
◇NTTファイナンスご利用/ 1,210	1,210	OCN光withフレッツ利用料容	* 契約番号 非	
	Militar a source of the control of t	NTTコミュニケーションズご利用分。	is a not different of the contraction of the contra	
8,467	8,467			
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		<nttファイナンスからのお知らせ> O上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させ</nttファイナンスからのお知らせ>	tて いただきます。	
200 (100 (100 (100 (100 (100 (100 (100 (	The second secon			
,			S. S	
	The second of th		And the state of t	
	Em lay		A AMERICAN STATE OF THE STATE O	
The second secon	The second secon		will add to the second of the	
		The second secon		
The state of the s				
			The second of th	
and the second of the second o			The state of the s	
		A STATE OF THE STA		
and the second s				
The second was produced as the majories of the second of t	MANAGERIA DE SERVICIO DE SERVI	The state of the s	Window to the Array Array and the Control of the Co	
			The state of the s	
Straight of the straight of th				
	and an analysis of the second			
n va en	ma ayaya a arga sa a			
e <sub>1</sub> · · ·	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	<u> Startana in la gar</u>	<u> </u>	

7-6 整理番号

# 支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・田内浩之 )

経	費項	Ī	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請輔情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件習	ᄬ
内		容	自動車リース料(7月分)	
年	月	日	令和5年7月21日 金額 95,238円	

目的	政務活動を行うための自動車リース
使 途	自動車リース料
政務活動·	政務活動に伴う移動手段としての車の使用
県政との	
関連性	

≪領収書貼付枠≫

《領収書貼付枠》 別紙あり① リース支払額から付属的や特別仕様のものを 差しらいた 金額を充当 (99,680円) (112,210円÷48回 = 2,442円 — ②)

①一②= タケ、ユョ8円充首な(今日は全て政務活動で使用)

95,238× 675/m (政務治療統計距離) = 95,238 円 675/m (松茂介電標)

走行路部は な年 ク月 整理番号 クーノゲ 参照

「D 5- 7-21 リース料 97,680 エンシンリース(カ

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
走行距離により按分する	0.40	/	
	<b>タン</b> (マ3を)円	100%	95,238 <sub>H</sub>

# 付属品・特別仕様 (エアコン標準) の中で除外は下記のとおり

・ ファインビューLクラス	90,200円
・ HDMIケーブル	2,510円
<ul><li>HDMI端子</li></ul>	16,500円
・ 保証がつくしプラン	8,000円

(合計)

117,210円 …①

①÷48か月=2,441.8円 →2,442円…②

毎月の支払い金額から②2,442円を差し引いた金額を充当する

→97,680円-2,442円=95,238円充当する

〒431-0431 静岡県湖西市 鷲津330-19

田内 浩之 御中

〒 430-0904 静岡県浜松市中区 中沢町81-18

えんしんリース株式会 本社

TEL 053-472-3636 FAX 053-472-2



# 口座引落のご案内

請求総額	¥97,680
お引落日 お支払方法	2023年 7月 21日 口座振替
金融機関名	
預金種目	
口座番号	
口座名義人	タナイ ヒロユキ

課税区分毎内記	<u>.</u>				
課税区分	件数	リース	料等計	消費科	額等計
課税 10.00%	1		88800		8880
				-	
				i	
•					
合計	1		88800		8880

契約NO 検収日				リー	ス料等		種 類 税率			備	考	 欄
検収日	回数	総回数		消費	税額等	L.	税率					
					8880	0リー2 0課税	ζ.					_
2023年 7月13日	1	/ _48			888	0課税	10.	00%	トヨタクラ	ウン25	0.0	
		<del>/</del>				<u> </u>		0 0 ,0	1-//	<i>/ v <u>2 0</u></i>		-
	•									• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		
<del></del>			H		•		•	-				
						<b>-</b>						<b></b>
				i								_
								_				
										_		
		_										
	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •											
<del></del>				1	+							
						<b></b>				·	<b>-</b>	
						<b>-</b> -				<i></i>		
				:								
					Ì							
					1	[ <del>-</del>				• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	<b>-</b>	
				1	i							
			:			<b> </b> -				·	·	
					<del>-                                    </del>	_						
	<b>-</b>								<b></b>	·	<b>-</b>	
									<u></u>			
	<b></b>											
		_										
				<u>i</u>						• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		
					<del>-                                    </del>							<u> </u>
	· • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		<u> </u>									
				•	<del></del>				_	<del>.</del>		
			;	<del>-</del>						. <b></b>		
_												<u> </u>
					888 888	ol						( 1/
				;	888	ol						
			_	· · · ·	~,~ C	(			<u></u>			(0149331-00

### 契約主要事項一覧表

(1)	titto Fell	ファイナンスリース		(9)		
(1)	契約の区別		4. 14.		のからのまだり	)、含まれないもの×)
		139	台数 1台		自動車投展環体危熱	
	車名等	クラウン	4 WD		(軽)自動車税	
		2500 CROSSOVER G ADVANCED LEA	THER PACKAGE	路 公	自動革重量税	( × ) 含まない
	型 式	6AA~AZSH35		費 課	自賠費保険料	(O) 初回のみ
	ミッション	CVT	4 17	用お	自動車保険料	(×) 含まない
	エンジン・排気量	ハイブリット 2,480 CC 定		1"	<b>竖 録 諸 費 用</b>	(0)
	車 体 色	7'77'	<u> </u>	├		
				4		
	文字器	無し		1	保険種類	
	車台番号	納車確認書記載のとおり			フリート・ノンフリート	
201	7-2-2-7	***************************************		ı	79-1119引(周)•草级	
(2)	登録番号	納車確認書記載のとおり			フリート多数割引	
ן ע	五球母子	村平 作品 骨に取りとわり		ļ	年 齢 条 件	
ایرا		ネッツトヨタ静浜株式会社		1	草两保険種類	<del></del>
É	一 売 主	-1.2.2.12.82.200024242			車 両 免 責	免資0特約
Eb		ITCCONNECT	,	tici		DE MOTIFU
東	付			自	車両	
8	<b>A</b> &	デジタルインナーミラー	1	動	保険	
表	ģū •	メンテナンスキット	1	車	伍 额	
示		TVナビコントロール	1	保	陪 賃 保険	
71.	特別	ETC2.0セットアップ	1	険	対 人 (1名)	人身傷害
	世	納車キット	ī	付保	対物(1事故)	対物免責
	km/2/		90,2008 1	保	搭乘者(1名)	1.7.7.2
			2,5/0 A 1	条	給付·搭集	
	[ (紫) →	X HDMI7-7'A	4,3/0 H 1	#	Le in . 特赖	
	<del>*</del> W\\	フロアマット	1	4		
	'_ '\	サイト・バイサー	1	J	安全装置	<del></del>
	.. \\	ナンバーフレームフロント、ナンバーフレームリヤ	1		× ± ₹ [4]	
	- 標 \	X HDMI入力端子	16,500 A 1	1	特約事項	
	章 <i> </i>	メンテハプスポート	1	1	T	
	l	★ 保証がつくしアラン	8.000 A 1	3		
(0)	N= (1)		0.00011 1	4		
(3)	使用の本拠地	静岡県湖西市鷲津 330-19				
	(保管場所)	<u> </u>	_			
(4)	リース期間	開始日 納車確認書記載の	りとおり	(11)		
	48 ヶ月	満了日 納車確認者記載の	のとおり	損規	リース科総額が	ら甲が既に支払ったリース料を控除した
(5)	前払リース科	無し		審		こ対する消費税等
				金定		
	I <del>-</del>	i 🖻	V88,800	<del> </del>		ス(〇印の項目が含まれます)
	リース科 1	• · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	¥8,880	""	72712X1-C	
		消費税等額		<b>!</b>		(月間契約走行距離)
ı	リース料 2	47 回	¥88,800		)推改單模整備	〈 × )パッテワー交換
		消費税等額	¥8,880	( ×	)往定点檢整備	( × )エアコン修理
				( x	) スケンコール点検	( x )パンク修理
(6)				( ×	) 松林祖理	( × )乙草两免費額負担
יי				1 (×	1エンジンオイト交換・請克	( x )代車
<u> </u>					) 一般调耗品交换	
<u>Z</u>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<del></del>			) 油和頭の交換・補充	( × ) 算冷地メンテ
料						( / 4.11/12/27 /
	1				) ひみず~	
				-	)夏ダイヤ	
			_	( ×	)キタイヤ	
ļ				( ×	) キタイヤ ) 冬用ホイール	
	50 \$7		¥4,262,400	( ×	)キタイヤ	
	治 額		¥4,262,400 ¥426,240	( ×	) キタイヤ ) 冬用ホイール	
	<del> </del>		¥426,240	( × ( ×	) キタイヤ ) 冬用ホイール ) タイヤ年節題替	
	総額リース料1	物件借受月		( ×	) キタイヤ ) 冬用ホイール ) タイヤ年節題替	
	<del> </del>	<del>-</del>	¥426,240 接替	( × ( ×	) キタイヤ ) 冬用ホイール ) タイヤ年節題替	
	<del> </del>	物件借受月 物件借受月の翌月指定日以降毎月指定日	¥426,240	( × ( ×	) キタイヤ ) 冬用ホイール ) タイヤ年節題替	
(7)	リース料1	<del>-</del>	¥426,240 接替	( × ( ×	) キタイヤ ) 冬用ホイール ) タイヤ年節題替	
(7) 支	リース料1	<del>-</del>	¥426,240 接替	( × ( ×	) キタイヤ ) 冬用ホイール ) タイヤ年節題替	,
支払	リース料1	<del>-</del>	¥426,240 接替	( × ( ×	) キタイヤ ) 冬用ホイール ) タイヤ年節題替	
支払方	リース料1	<del>-</del>	¥426,240 接替	( × ( ×	) キタイヤ ) 冬用ホイール ) タイヤ年節題替	
支払	リース料1	<del>-</del>	¥426,240 接替	( × ( ×	) キタイヤ ) 冬用ホイール ) タイヤ年節題替	
支払方	リース料1	<del>-</del>	¥426,240 接替	( × ( ×	) キタイヤ ) 冬用ホイール ) タイヤ年節題替	
支払方	リース料1	<del>-</del>	¥426,240 接替	( × ( ×	) キタイヤ ) 冬用ホイール ) タイヤ年節題替	
支払方	リース料1	<del>-</del>	¥426,240 接替	( × ( ×	) キタイヤ ) 冬用ホイール ) タイヤ年節題替	
支払方	リース料1	<del>-</del>	¥426,240 接替	( × ( ×	) キタイヤ ) 冬用ホイール ) タイヤ年節題替	
支払方法	リース料1	物件借受月の翌月指定日以降毎月指定日	¥426,240 接替 接替	( × ( ×	) キタイヤ ) 冬用ホイール ) タイヤ年節題替	
支払方	リース料1 リース料2  残価清算方式・残価	物件借受月の翌月指定日以降毎月指定日	¥426,240 报替 报替	( × ( × ※以下#	) キタイヤ ) 本用ホイール ) タイヤ亭記理整 歴示なし	
支払方法 [8]	リース料1 リース料2	物件借受月の翌月指定日以降毎月指定日 オープンエンド 定第17条の規定にかかわらず、リース期間	¥426,240 报替 报替 ¥1,850,000 別简了時に、表(	( × ( × * * * * * * * * * * * * * * * *	) キタイヤ ) 本用ホイール ) タイヤ亭辺理智 法示なし	
支払方法	リース料1 リース料2	物件借受月の翌月指定日以降毎月指定日	¥426,240 报替 报替 ¥1,850,000 別简了時に、表(	( × ( × * * * * * * * * * * * * * * * *	) キタイヤ ) 本用ホイール ) タイヤ亭辺理智 法示なし	
支払方法 [8]	リース料1 リース料2	物件借受月の翌月指定日以降毎月指定日 オープンエンド 定第17条の規定にかかわらず、リース期間	¥426,240 报替 报替 ¥1,850,000 別简了時に、表(	( × ( × * * * * * * * * * * * * * * * *	) キタイヤ ) 本用ホイール ) タイヤ亭辺理智 法示なし	
支払方法 (8)	リース料1 リース料2 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	物件借受月の翌月指定日以降毎月指定日 オープンエンド 定第17条の規定にかかわらず、リース期別 するものとし、別途甲乙間で、「購入選択	¥426,240 接替 接替 を ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	( x x x x x x x x x x x x x x x x x x x	) キタイヤ ) キ用ホイール ) タイヤ亭辺曜登 使示なし なのリース 自 動 車の まするものとします	,
支払方法 [8]	リース料1 リース料2 	物件借受月の翌月指定日以降毎月指定日 オープンエンド 定第17条の規定にかかわらず、リース期間 するものとし、別途甲乙間で、「購入遊択 にかかわらず、甲及び乙は、表(2)配数の	¥4.850,000 扱替 扱替 が1,850,000 別為了時に、変(権に関する寛書 リース自動車に	( x x x x x x x x x x x x x x x x x x x	) キタイヤ ) キ用ホイール ) タイヤ等的理数 製作なし	,
支払方法 (13) 特	リース料1 リース料2   大価清算方式・技価 1. 甲は、基本約 の選択権を有 2. 本契約の規定 (以下「自則	物件借受月の翌月指定日以降毎月指定日 オープンエンド 定第17条の規定にかかわらず、リース期間 するものとし、別途甲乙間で、「購入遊択 にかかわらず、甲及び乙は、表(2)配数の 資質」という。)をリース期間中、次く	¥426,240 接替 接替 接替 が1,850,000 的前了時に、表(権に関する寛書 がリース自動章にのの通り付保する	(××××××××××××××××××××××××××××××××××××	) キタイヤ ) キ用ホイール ) タイヤ亭記理智 ま F な し さ の リース 自 動 車 合 に 定 め ろ 自 動 車 こ しま す。	損害賠償責任保険
支払方法 (8)	リース科1 リース科2 	物件借受月の翌月指定日以降毎月指定日 オープンエンド 定第17条の規定にかかわらず、リース期間 するものとし、別途甲乙間で、「購入遊択 にかかわらず、りとり一ス期間中、次々 受賞」という。) をリース期間中、次々 う自賠責は、乙がこれを納付します。	¥426,240 接替 接替 接替 が可谓する寛書 リリ・通り十分 動いでは、までは、までは、までは、までは、までは、までは、までは、までは、までは、ま	(	) キタイヤ ) キ用ホイール ) タイヤ事地理を 株ポセレ でのリース自動車のとします。 うに正す。 にますのを記載の によりのない。	損害賠償責任保険 通りとします。
支払方法 (8) (13) 特約	リース科1 リース科2 	物件借受月の翌月指定日以降毎月指定日 オープンエンド 定第17条の規定にかかわらず、リース期間 するものとし、別途甲乙間で、「購入遊択 にかかわらず、甲及び乙は、表(2)配数の 資質」という。)をリース期間中、次く	¥426,240 接替 接替 接替 が可谓する寛書 リリ・通り十分 動いでは、までは、までは、までは、までは、までは、までは、までは、までは、までは、ま	(	) キタイヤ ) キ用ホイール ) タイヤ事地理を 株ポセレ でのリース自動車のとします。 うに正す。 にますのを記載の によりのない。	損害賠償責任保険 通りとします。
支払方法 (8) (13) 符	リース科1 リース科2 	物件借受月の翌月指定日以降毎月指定日 オープンエンド 定第17条の規定にかかわらず、リース期間 するものとし、別途甲乙間で、「購入遊択 にかかわらず、りとり一ス期間中、次々 受賞」という。) をリース期間中、次々 う自賠責は、乙がこれを納付します。	¥426,240 接替 接替 接替 が可谓する寛書 リリ・通り十分 動いでは、までは、までは、までは、までは、までは、までは、までは、までは、までは、ま	(	) キタイヤ ) キ用ホイール ) タイヤ事地理を 株ポセレ でのリース自動車のとします。 うに正す。 にますのを記載の によりのない。	損害賠償責任保険 通りとします。
支払方法 (8) (13) 特約	リース料1 リース料2   リース料2   大価海洋方式・技価   1. 甲は、基本約 の遊択権を有   2. 本契約の規定 (以下「自財 (1)第1回目の (2)前号の保防	物件借受月の翌月指定日以降毎月指定日 オープンエンド 定第17条の規定にかかわらず、リース期間 するものとし、別途甲乙間で、「購入遊択 にかかわらず、りとり一ス期間中、次々 受賞」という。) をリース期間中、次々 う自賠責は、乙がこれを納付します。	¥426,240 接替 接替 接替 が可谓する寛書 リリ・通り十分 動いでは、までは、までは、までは、までは、までは、までは、までは、までは、までは、ま	(	) キタイヤ ) キ用ホイール ) タイヤ事地理を 株ポセレ でのリース自動車のとします。 うに正す。 にますのを記載の によりのない。	損害賠償責任保険 通りとします。
支払方法 (8) (13) 特約	リース科1 リース科2 	物件借受月の翌月指定日以降毎月指定日 オープンエンド 定第17条の規定にかかわらず、リース期間 するものとし、別途甲乙間で、「購入遊択 にかかわらず、りとり一ス期間中、次々 受賞」という。) をリース期間中、次々 う自賠責は、乙がこれを納付します。	¥426,240 接替 接替 接替 が可谓する寛書 リリ・通り十分 動いでは、までは、までは、までは、までは、までは、までは、までは、までは、までは、ま	(	) キタイヤ ) キ用ホイール ) タイヤ事地理を 株ポセレ でのリース自動車のとします。 うに正す。 にますのを記載の によりのない。	損害賠償責任保険 通りとします。

## 自動車リース契約書



賃貸人(乙) 賃借人 (甲) 静同学湖西中野洋 330-19 静岡県浜松市中区中沢町81番18号 住所 えんしんリース株式会社会 氏名 氏名 **(1)** 連帯保証人 連帯保証人 住所 住所 氏名 氏名 **(B) (1)** 極度額 極度翻

上記貸借人(以下「甲」という。)と貸貸人(以下「乙」という。)とは、次の通り自動車リース契約を締結します。 なお、契約の区別においてファイナンスリース契約の場合は基本約定が、又メンテナンスリース契約の場合は基本約定の他メン テナンス約定が適用されます。本契約の成立を証するため本費2通を作成し、甲乙紀(署)名捺印のうえ各1通を保有します。

#### 基本約定

- (本契約の目的) 第1条 乙は、甲の中込みにより、後尼「契約主資事項一度数1(以下「表」という。)(2) 形成のリース自動車(以下「自動車」という。)を数(2) 配載の売まから日本カーソ リューション式物文を比(以下「阿」という。)が購入し、これを乙が列から使り受 け、内の承託を持て本契約に変める条件で中に転りース、甲はこれを配便分ます。 2. 甲は、民法613条の規定に使い、本契約に基づいて乙に対して負う最初を直接所に 対しても負うものとします。
- 対しても負うものとします。
  3. 甲は本冬草1 年の歴史により、自動卓が西の所有に属するものであることを承認しま
- 4. 本契約は、中が希望する品質、種類、改量(規語、仕様、性能その他中が必要とする 一切の事項をある。以下経済して「自動をの品質等」という。を有した目的事を与 らが選択又は決定し、申述する事業又は最初のために使用することを目的とします。
- 5か近野又は灰皮し、中かでの手来スに東西のために近日かっとってロース・ (ソース新聞) 第2条 リース開団は、現番等(以下総称して「自動車検査任等」という。)上の使用をを 甲とし、自動車検査任等を(別下総称して「自動車を登録された日からとします。な ホー甲とし、自動車検査任等との所有者を汚して自動車を登録された日からとします。な ホー甲は、リース開西・道路交通法、遺跡高速車が流、自動車の管場所の解係等に 関する法律、その他自動車に歴せられる法令上の一切の責任を負担し、これを遵守しま

- 4. 前項の検索の対象、自由率の高度等が本契約の内容に適合しない場合、又は対象障碍 語の登録目、表しくは間を延め交付を要求された日から14日までに自動車が結構されない場合、中は、実践が高合の内容支は本納車であるとを書面にてこ及び所に退加すると共に契約不適合につき、第7条第3項の規定におうき、直接完主から経緯を受け、売生の固てこれを解決します。 ので、現代では、現代では対し前項の退却ない場合、自動車は、契約不適合がなく完全な状態で表現び所は対し前項の退却ない場合、自動車は、契約不適合がように対し前項の退却ない場合、自動車は、契約不適合の関係がありませませんとしませ、申は、第一の表に向すべき事は上の対しませ、中は、第一を表現しては、できましたとは、申は、第15条項、目標は「2000年」を必要しませても対しませ、中は、第15条項、目標は、またました。第15年では、中は、第15条項、目標は、生まから観示があったとは、中は、その国家について完全をの関で解決します。

- - 人。 ・ 関は、前二項の場合においても、リース料の支払いその他本契約に基づく債務の支払 いを免れることができません。 ・ 中心、本実的の目的体として初度性縁又は検査された自動車(以下「中古自動車」と いう。」を選択する場合、中の責任で一般社団法人自動車公正取引は影響が定める公正 数や規約等に対くプライスカードの値数では光まから直接を基金の名前を環ばした の目的で現代表現では、大きなのでは、サービの表現ではまから直接を基金の名前を環ばした。 最高者が本来的の内容に添きるとない場合、中は、未来当る可の規定に添りを直接表生 高着者が本来的の内容に添きるとない場合、中は、未来当る可の規定に添りを直接表生

- (第三者に対する損害結構) (第三者に対する損害結構) R9条 甲は、自動車の保管、運行者しくは使用に起因する人的・物的損害について、そ

- の投密が甲の過失によるものか否かを関わず、自ら賠償の費めを負い、法令等に従い事
- 作組みをはかります。 2. 前項の場合、乙又は丙が、第三者に対し経過金を支払ったときは、甲は、乙又は丙が 支払った一切の金額を乙又は丙からの請求に基づき直ちに一番でこに支払わなければな ちないものとします。
- ないものとします。 (大食鬼型) 原10条 甲は、自動車の約車目から乙へ自動車を表現するまでに天見地空や盗難すの他甲 乙いずれの費にも増きない等由により自動車が接矢者しくは模様した場合、又は自動車 を使用及び収益することができない利用が生じた場合(天災地域や全部因とする自動車 の保守規数を移動時に対す利用を含せてよれらに用されない。)。これと近ちに勤命 でもの報告機が移動時にあると共に、その事由の処理を抑わず、次の各等の割り、その一切の危

の保付品級や移型がに関する同間を密かかこれらに扱われない。」人に対し立ちに強調 でその報告。週期するとは、その第四の関を目が、2000名等の別)その一切の形 (1) 自動がの一種以来、他選が可能な場合、甲はその原化と負担で自然する完全な実現に 様子型に関いる場合、中は、このようでは、大学報告を表したそれでしたができ は、大学報告を表しません。「10 年の成本、大学報告を表したそれでしたができ 対し課するません。「20 年の日本交対の目的を選定することができない場合でも、子契 対を解決することはできません。 (2) 自動型の一様又は金色に選手がせた。後望か不可能を持つ又は法律の表別が定とり 自動車を使用できない場合、甲は、危険は同意として君(1・1) 足数の規定情労をと リース同語子等とは、14分、甲は、危険は同意として君(1・1) 足数の規定情労をと リース同語子等に関係となる定括の文化研測は自然の内容のでなに表しまで表 される得別が記念を得も認定とのき計節から、リース料にきまれる表(9) 監定の数 費用のうちどが甲に返還可能な来発生質がを設定している。 では、10 自動車が返還にあったときは、甲は、の文型光子と同時に実際対象は強くして。 う。」を語うに現金で乙に支払い、この支払者と同時に実際対象は対象によったとは、甲は、の方性と対象に対象に対象に対象にある。 提出し、整察者から出された受理の保険と関連となった。 提出し、整察者から出された受理の保険と関連となった。 提出し、整察者が自然をは、10 年間のには、10 年間、10 年

(福納工程が、1941年10日 12 日本 12 日本

起因する複音や自動車保険に免費額が定められている場合、その免費額は甲が負担しま す。 「探除事故が発生した場合、甲はその責任と負担で自ら又は自動車の運転者をして高ち に事故思場における危視的止情器や負債者の裁別措置を関じ、最寄りの可禁理に協める ものとします。また、保険を赴及び之次で付き事故の発生力時、内容を追呼やいに参加 等で為別し、保険会費のに必要な全ての普頭を通過なく思え保険金の請求受知される 対所の指示に従って行います。なお、甲に収録を必然生化等主で会との同じて近く行い 不可能な取扱め(所述)をしないものとします。 予が保険を生むら自動車の損失にかからる保険金の支払いを受けた場合、次の各号の 予が保険を生むら自動車の損失にかからな保険金の支払いを受けた場合、次の各号の

7. 西が保険を社から自動車の様火にかかわる保険金の支払いを受けた場合、次の各等の 割りとします。 1) 自動車の修理が可能な場合、甲が前条第(1) 号の規定に従い自動車を終婚・修復し た場合に関い、万が受け収った保険金を限度として、その費用相当機を所はこに支払 い、こはこれを押に支払います。 (2) 自動車が減失し以に収費して修理、恰望不便の場合、甲は、河が受け収った保険金を 限度として、前条第(2)号の支払いを免れます。 自動車が減失しては収費して終期。 1 自動車が減失しては収費して終期。

その他保険に関する取り決めは、保険会社の約数・取扱規定に従います。

本条約の内容に適立なくなった。このないは一切異比を見わり、下か、その異比 と負担で振りするものとします。 4、丙は、その迅気により甲が付着させた標路等の所有機を無償で取得することができま す。但し、提高等に甲の含葉核密や個人情報が配縁されている場合、甲の責任と負担で これを消去します。

(通知義語) 第13条 甲及び延替保証人は、次の各号に定める事由が一つでも生じたときは、直ちにそ の当を乙及び河に智面で透加します。 (1) 住所、反名、本等、関係、契反法その他法令にがづき乙及び丙に申告した事項、甲録 事じくは代表者に覚望があり、その他甲又は連帯保証人の事業内容に重要な変更が生じ

たとき。
(2) 第14条第1項各号に定める歌曲が一つでも生じ又は生ずるおそれのあるとき。
(3) 自命章につき返記、送失、鉄銀、道路、放陽その伯章遊が発生したとき。
(4) 自動車につき返記を対象が見、仮外そのしては動場だっなし又はその占有を摂号すると、自動車に対する乙及び内の総利が侵害され又はそのおそれのある事態が発生し

たとき。 (5) 自動車自体又はその保管者しくは使用に起因する事故により他人に人的・物的損害が

助品売の担利を生なげたとき、住在世界監督人が現在されたとき、既に初助、保佐、後 規関始の資料を使けているとき、又は任業規模監督人が選任されているとき。 (周現の利益の使失) 第14条 中又は建帯保証人に次の各号の一つにでも試当したときは、こから通知確告等 がなくても、甲に境界するリース共全器その他中のごに対する一切の使務について、当 他に周辺の利益を供い、立ちににもを重加する。10、この相関内に甲かこれに応じない 10、甲の乙に対する保護の一つで、可能の主変は支払かないとき。10、この相関内に甲かこれに応じない 現でに対します。 (2) 原差界、収契の、禁助執行、股界の中立又は確認、保事再生、全社更生その他関係及 理、或長の生に第二十年間にかませてがあったとき。 (3) 相形公路を指針して行便を受けて以は完全差別を受けたとき。 (4) 世界の関係、対域を保証と、又は常人とき、又は信任内でから営業の停止又は信義 分割若しくは特別者提供の取消等の設分があったとき。 (5) 手彩をしくは体別者を一回でも不実的にしたとき。又は第千安縁は他の支払不信を発 生させたとき、その他支払いを停止したとき。

前項各号の一つに該当する事由が生じ、乙及び所が自動車の保全上必要と認め甲にその返還を請求したときは、甲は直ちにこれに応ずるものとします。

の記念を日本したときは、甲は直方にこれに応するものとします。
(契約の) (取りの) (取り

(5) 第33条第1項欠は第2項で差階深証し、又は確約した事項のいずれかに違反することが判別とは場合。 とか判別とは場合。 (6) 本契約に定める各項の一つにても違反し、又は個型関係を損なつ決防違反としたと き。但し、その退度が解剖可能なものである場合は、乙が当該違反を問題した日から5 営項目が通しても解消されないときに限ります。 こ前項により不契約が解除されたときは、こは、甲乙間の一切の契約を同時に解除する ことができ、これにより発生する部部は全て甲が良質するものとします。 3. 乙に本条類 1項名号と同一の事由が生じ之所同のリース契約が契約解除により終了したときば、本契約も当然に解除されたものとして同じは好了します。 4. 前項の場合、中が自動車のリース(契約)を発近て万円は対しまるで請求し、万が に未来隔したときば、甲内間で新たなリース契約を締結することができます。 (契約別算の過期)

(受的場合の効果) 第16条 前条により木質的が解除されたときは、甲は表(11)記載の規定携音金を直ち

第16条 資金により未収費が経験されたときは、甲は麦(11) 記載の規定換音金を置き に現金でごに支払います。 2. 未実別の解除が自動車の引護元 前になされ、乙に先生に支払うるき連約金又は復書 前位金砂としたときは、甲はこれを重ち収金でと下支払います。 3. 副3条第1項部(5) 号による契約解除により、甲又は基帯保証人に接合が生じて も、乙は、一切その責任を見いません。 4. 創金第3項により本契約が終了したときは、甲は、麦(11) 記載の収定損害金配 部金両13項により本契約が終了したときは、甲は、麦(11) 記載の収定損害金配 部金両13項によります。 5. 前項の設定にかかわらず、消金額4項により甲内両に折たなリース契約が締結された 場合、乙基甲列は甲に対し、規定協資金を請求しないものとします。 (日本数の返費の利用の開発、日数解除と表のの事業に上の手をします。)

(自動質の企業)
第17条 本度的が同年に対し、放出機能量を請求しないものとします。
第17条 本度的が同国国工、契約額路本の他の事由により終了したとき、又は乙から自動
車温温請求があったときは、甲は、第12条数4項の改定によりこの収得した数益等を
設意、正ちに甲の長比と美国で自動車を超水回見(以下「超水回風」という)したう
え(次安長会による返転正在提ぶ的間があるときは、これを取扱く手続きをとった
うえ)、乙の指定する日本・場所において乙に自動車、自動車の度、自動車検定性等及
行自動車が開発性度は保証再登を選ばします。但し、資本条の環立に対、甲乙四 再リース要的を過ぎるときは検急ます。なお、本気時における原状管理とは、自動車
の使用・経済により発生した自動車の回の減少の例、中の放棄・選条・署を注意的
遠底その他通常の使用を超えるような使用を記える出来・没損を関けることをいい。
又、自動車に買金した規模等に提出されている情報の所は、以下「データの消費」という。)、中は、乙に対する自動車の返還を発すてするで無点を完全地である。
中は、乙に対する自動車の返還を発する。
東は、こに対する自動車の返還を発する。
東は、こに対する自動車の運動等その返還に受する費用は、甲が負曲するものとしま
す。

7.
3. 本条第1項の規定にかかわらず、乙に送還された自動車が原状回復されていない場合、又は改造・規模包え等による延續の減少があった場合は、甲は乙にその視着を随機します。又、甲乙同でリース利の算出限及とした甲の自局草の使用条件を甲が着しく成過して自動車を側隔したと乙が認めた場合。これによる自動車の減損相当艦を乙は甲に

現本できるから、ますこのであった。これでは、日本のでは、一切まできます。 本本章は、項のデータの演奏は、甲の責任と負担で行うものとし、乙は、一切責任を負 かず自動学の送望後又は引援後に登終策配が開洗したとしても、甲の責任と負担で解決

担とします。 乙が返還された自動車及び残置物等を廃棄処分する場合、独令等の改規制定により現 交等の受用等が発生したときは、乙は、甲に当該費用の全部の負担を求めることができ

語寺の費用等が発生したときは、乙は、甲に当該費用の全部の負担を求めることができます。

7. 本条第1項の場合、所が叩に対し取扱所へ自動車を迅速するように指示したときは、甲皮びびはこれに促います。その意味。本条第1項から最多項までのごを全て所と思ふらかとします。

7. 中がごに対する自動車の返達を多ったときは、乙皮は所は、自ら及に類三金に表近して自動車を回域するとはではるものとします。また、自動車が第三者の出対下にある大き回域と対して自動車を回域であるとは「日本の出土」がある。日本のは「日本の上の大きのでは対して自動で、日本のでは、日本ので

す。 甲が乙又は丙に白動車の返還をしない場合、又は不可能な場合、甲は、危険負担金と

の不正面を現金でこに支払います。 但し、同日金には前は時の両数を単にきづく何度を 等が製造かります。 (2) 南東方式がクローズドエンド方式の場合、リース周回漢丁時の意を残骸の清算は行わ ないものとします。但し、第17条第3項に定める好技回服費用や甲の自動車の使用条 行を着しく知過したことによる減否がの精算は健康ます。 2 前項の規定にかから5千。中が何に対し面待りあるを返還したときは、前項の設定機 値の構立を甲丙両で行うものとします。この場合、町項の乙を全て汚と組み替えます。 3、前項により甲両両で放定機等の清算を行ったときは、甲乙両及び乙両両の設定機能の 清減を変しないものとします。

清算を受しないものとします。 (契約解除率の位置指令部の消費) 第19条 第15条第1知名号により未更おが解除されるが自動車の返還を受けたときは、 次の名号の立即と同で位定数質の消算を行うものとします。なお、資本第23数であ 3項は本本にも適用されるものとします。 (1) 表 (8) 配配の消除が充がオープンエンド方式の場合、少分質額又は評価がらそれ ずれた分支は評価に受した一切の質用を投除した改議性を (8) 正配の設定措価と対比 し、当該活動が設定技術を超えるときは、その結婚組を数 (1) 配配の設定措価と対比 し、当該活動が設定技術を超えるときは、その結婚組を数 (1) 配配の規定措金をの 一部に売当し、又当該契約が設定技術に対しないときは、甲はその不足面と規定指数を との合計制を進るに現立て記じまいます。但し、消算金には消費率の消費税率に基づ 《消費投資が別達かかります。

との合計制を重ちに以金で之に支払います。 (位し、前は金には消は時の消費税率に適う く消費税等が混合かります。 (2) 消耗方式がクローズドエンド方式の場合、契約削耗時の設定契負の消費は原則行わな いものとします。(位し、第17条第3項に定める限状制度費用及び甲の自動車の使用条 特を登しく初退したことによる減量がの指揮は除きます。)

接着した。こにより発展プロペロにはおります。 第20条 甲は、中が本契約に乗める機器の履行を思ったときは支払限日の翌日から、又乙 が甲のための質用を立む払した場合の立動会の施選を与ったときは立動返日から、いず れも実済に至るまで、支払うべき金額に対し年14.6名の副合(年365日の日割計

算)による選延損害金を乙に支払います。 (公理公理)

います。 します。 (費用負担) 第22条 本契約の締結に要する費用及び本契約に基づく甲の機能履行に要する一切の費用

第22条 不契約の認めに受する費用及び半契約にあり、中の債格度がに要する一切の資用 は、平負債担とします。

 乙が本契約に関し、本来の税利を守り着しくは回復するため又は第三者から法律上型 由がある数据を受けたため、やなを与ず必要な相談をもったときは、申は乙が負担した 自動車の強出資用、(債負債配を含む)、弁損士保護その他の費用をこに支払います。
 法合等の立に等により自動車に完全設置等の設置が必定された場合。当該設置及び 認定にかかわる費用は全て甲がリース料とは別に負担するものとします。 (表の計算の経験に対)

設置にかかる支別は全て伊がリース料とは別に負担するものとします。 (内徴料の砂糖料) 第23条 乙は本契約に広づく、乙の甲に対するその他利を内に設確担保として差し入れるものとし、甲は別はなくこれを示語します。 2. 前項の報料退程について、内は乙に対しリース料取立の行便を受任するものとし、甲はサース料を乙に対し支払うものとします。 個に、乙につき殺14条第1項各号に定める書出と同一の即日が一つでも生じたとき、この収立変任は当然に解除されたものとし、以後、甲は、内に対しリース料を支払さるかと上ます。 3. 乙は、第1項の設備退保について、丙に対し、乙の代型人として役利認強の適知を行ったことを無しませる。

こに、知し切り放射地球について、PTに対し、Cのパログとしては対対なの地対を行うことを変化します。
 乙又以前対か本契約に関連して本来の権利を守り着しくは回復するため、又は第三者から出策と思いすると課金を受けたため、やむを制す必要な措置をとったときは、甲は、自動車の原出費用、非理士和副その他一切の買用を乙又は利に支払います。

日知中の原面資本、弁別工場的でが担一切の資用を心又は何し文本です。 (相致の発力) 第24条 甲は、本質的に基づき乙及び西に対し負担する資助を、乙及び西叉はそれらの標本人に対する甲の債権をもって相反することはできません。 (事業経合の基礎)

(甲基联合の経過) 第25条 甲は、乙のは家により歩決等率の質情対照表、現益計算者その他甲の事業の状況 及び自動車の保管。使用状況等に関する資料を理得なく乙に提出します。

(研済の売当の売当なりにあづく中の役割の支払いが認び全額を消滅させるに足りないときは、乙及び内は、乙及び内が、対当と思かる内、無方及び方法により売当することができ、中は、その売当に対しては到益を述べません。

及び内は、乙族び内が切当と認めるの、確定及び方法により完当することかでき、中は、その完然に対しては関連を述っません。
(連帯保証人)
第7条 連帯保証人は、木契約の各条項を表記し、本契約になづく甲の乙に対する一切の
収済 (以下 体件(決別) という、につき、甲の委託を受け、甲と連帯して検知用内の
更を負うものとし、本契約の科学を受け、単し、主要を受け、中と連帯して検知用内の
で訴たなりース契約をははしたときも同様とします。1日し、比べてない込帯では入める。そ
の連絡を等の表現を行す有効に連帯接近とします。1日し、比べてない込帯では入める。そ
の連絡を等の表現を行す有効に連帯接近とします。2日、温度を設します。
3 連帯保証人が、こがその通今により他の経度とします。2年、温度を設します。
3 連帯保証人は、こがその通今により他の経理とは出現を管理をしてした場合
に代立によって乙から取得した総利は、甲乙両の契約が終了し甲の乙に対する収積しても、
東西教師を認めてはまるこの実践がなければこの経理に入り発生的から自然をしてしまっ
に代立によって乙から取得した総利は、甲乙両の契約が終了し甲の乙に対する収積の全
インが完美され、基面による乙の実践がなければこの規則に代立しません。4、連帯保証人が拡入でない場合、甲は本日現在、保証を受託する連帯保証人に出版明 465条の10 年1月日の日本は日現在、保証を受託する連帯保証人に出版明 161年 により、10年 に対している連帯保証人が経入力に対している中の債務の有解述がにその加及び間が収入の条件債務の租保としている
り、近似した情報が実実、正確でもり不足がないことをごに対して表明なが認定しましま。
171年 に、当該部構成技法と、までは、一定の場に対した。
171年 に、171年 に、20年 保証人が必要によりましま。
20年 に対して労用なび証はまま。
20年 により、日本には対したとないの対します。また、連帯保証人が決めることを をこれている場所のでいる所のが規定します。また、連帯保証人が決めることを をこれている場所のでいる所のが規定がにこれるの問題がよりまりまが可能が対象しているのの面に関する特別を指定します。また、連帯保証人が決め入が定しまっ
いまれてはまます。
171年 に、20年 には対したました。20年 には対します。
20年 によっているのでは対象をしているものの違いは対象をしているものの違いは対象をしているものの違いは対象をしているものが認定します。また、選前保証があります。20年 にはははます。20年 にはははまずるまた。20年 にはははまずるまた。20年 にはははまずるまた。20年 にははははないにはません。20年 にはははません。20年 にはははません。20年 にははません。20年 にはははません。20年 にははません。20年 にはません。20年 には

が到しる公司は関ロサババ、ものでいるコート 日本通知します。 6. 甲は、乙が見ば対す。5.8 名の2又は対4.5.8 条の3の規定に落づき、港市保証人に対 し情報に対したけっことを記論し、当該情報提供に関し関係を述べないものとします。 7. 運行課証とが明1.4 条約1.1 20万を直接手を対したときは、甲甲面のにより対金 こに書面の強調すると表に、この方面を確しく対して変化を関係に入して発生変化するも

都面による変更の過知のない限り、本契約書の住所間、氏名間の記録に従って通知しま

単文には存存はなが、 約項の書面による選加を包った場合、甲文は適常保証人が不明 になったため、 乙又は内からなされた音面による週加が接受又は到途しなかった場合、 又は甲文は海療保証人がそのからを提加することができたにかかわらず、 辿却を受到 しなかった場合は、その選加が消費到達すべきときに対したものとみなします。 又 平又は逆が成長人が不在のため、 乙又は所からなされた海信による遅加が、 総収制に留 ごされた場合は、その留望期間調了時に、甲又は連邦保証人にその遅加が到途したもの よなり。

金された場合は、その回路が1973年で、大きな生きた。の前期により、中央で送替保証人は、乙又は内からなされた容而による適知が延替又は 到達しなかったことによって生じた損害又は不利益を乙及び内に対して主張することはできません。

第29条 甲及び避費保証人は、乙又は西が請求したときはいつでも本契約に定める国際に ついて執行起席条項を付した公正証書を作成するものとし、その質用は甲の負担としま

(合意實質)
第30条 本契約に関して経科又は鉛争が生じたときは、甲乙丙塩基のうえ円流に解決します。 塩塩が緩力ないときは、甲乙丙及び退砂が遅入は変更が高利用又は変更高級利用では、 所容しくは時が世間に選択する地方規制が、実は固数があるときは、甲乙及び阿は、当該は 減を行う治令できる者のでは、相手方の求めがあるときば、甲乙及び阿は、当該は 減を行う治令できる者のとは、知めかあるときば、甲乙及び阿は、当該は 減を行う治療の変更が知い。
「但人情報の変し地内」
第31条 乙及び阿は、提升・利用し、又乙及び阿は水炭的の減行のために混乱登記をする 発料代行人、自然のの形式、自然の影響とは、水炭料に自動を解除のインテナンス サービスを含む場合、その保険をは、メンテナンスを近に強みがリース料の代金が高水 大震器を受けば、単本の保険をは、メンテナンスを近に強みがリース料の代金が高水 大震器を受けばり、機能のは、甲科の不可能をは、大震器を対して、対応が (合意言語)

のボルスをはに図人情報を提供できるものとし、甲及び五年保証人は、異議なくこれを承 おします。 (1) 甲及び高年保証人が乙及び両所定の中込む・契約3年に認成し、実はなくこれを承 し、上甲及び五年保証人が乙及び両所定の中込む・契約3年に認成し、実は乙及び両に通知 し、上甲及び五年保証人の氏を、生年月日、住所等の個人情報で自動率やその保证場所、 現引金融制備等に関する個人情報 (2) 本契約1頃する個人情報 (3) 北東記に変わるよ

(2) 未来料に関する個人面標 (データ等の取扱い) 第32条 甲化、乙又は丙が一般財団法人自助本株を登録情報和協会又は一般社団法人全国経 自動車協会混合を移から自動車の検査経験情報の提供を受け、自動車の管理を目的として利用用することを採用します。

2. 乙族び何利の日本はは作用できた更大されたり、血管を放在びの配位を切の変更・移動社会の手段とから及となった場合、甲はこれに知ります。
3. 甲状乙及び所が自然の以上の回転を転換するなどで自然を使用されず、中では、以下のでは、中心では、自然の関係を開発されて、これがあった。中はこれに知りを使用されず、中心では、自然の関係を開発されて、これがあった。のは、自然のでは、自然のい、自然のでは、

3. 甲は、心皮のけの外部の研究にかかわらす。自動車を反抗策略分別に中の契約者だっ 地位を指摘したが、転貨してはならないものとします。 (物約条列) 第34条 表 (13) に親の特約は、本契約の他の条項に使先して適用され、本契約と異な る金配はここに反映するか、関に動画で甲乙丙が合産しなければ効力はないものとしま

メンテナンス約定

(リース37) (リース村) 新「糸 茲(1) 記憶の契約の区別がメンテナンスリース契約の場合は、表(6) 記録の リース料には、表(12) において「〇」を付いたメンテナンスサービス(以下「メン テナンスサービス」という。)の指数用(以下「メンチナンス質用」という。)を含みま す。このため、中は恋本約近郊8条着(2項に定める質用のうち、メンテナンスサービス にかかわる筋質用を負担する必要はありません。 (メンテナンスサービス)

⑦メンテナンスサービス以外の項目について行った登録、修理等。 (代章) - (『元早) 「気3巻 - 乙は、メンテナンスサービスに代車(以下「代車」という。)の提供を含む場合、甲 3条 乙は、メンチナンスサービスに代車(以下「代車」という」の登録を含む場合、中 がメンテナンスサービスを受けるときに代車が必要である中端先ときは、メンテナン スサービスの提供条件に基づき乙が認定する代車を中に提供します。 但し、提供できる 代章は、1800CCクラスの毎月車又はパンに限ります。 2. 前項の規定にかかわらず、次の各単に基当する場合、乙は甲に代車を提供できません。 ①老行上の支援のないは原の登場、超速を行う場合。 ②代本理學の中出があったとまから24時間以前に完丁することが見込まれる整備、接 間の44条

8万、中はマンテルのマンテン では日前本の品質さの不適合に起因する建設、は程の場合。 自着的本のリコール又は日前本の品質さの不適合に起因する建設、は程の場合。 の環境をの始代車の手長が考しく信箋であると乙が判断した場所における代本提供の中 出があった場合。 ©年末年始、ゴールデンウィークその他製作用などで乙が代準を手圧することができない。

代軍内の残損がについて一切日にで見る。 は甲が負担し、乙等から農東があり次第、直ちにこれを支払うことを確認します。 (NCS 20200226)

経費項目

整理番号	クーク
	, ,

# 支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・田内浩之

調査研究費・研修費・広聴広報費・医請頼情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費

内 容   事務所	電気代 令和5年7月分	
年 月 日 令和	5 年 7 月 24 日	金 額 1,489 円
目 的 政務活	動用事務所電気代	
使 途 電気代		
政務活動・ 県政との 関 連 性	i	
≪領収書貼付枠≫	受令和 5年 7月分ご使用期間 6月14日~	照名 中部電力ミライス株式会社 7月13日 (日程 11.) 製本面もこらんください。 1270円 田内浩之事務所 様 月登 上記金額の内訳(円) k W h 199 21978 は W h 199 21978 は とい。 23.7.24 ないいんだいた場合は、 3お客さまが、お支払期日の翌日からせん。 14ん 日 一 中 ます。

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動にも使用の		/	
ため案分	2,978円	50%	1,489円

# 支出証拠書

7/25

# (会派名・議員氏名ふじのくに県民クラブ・田内浩之 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・緊謙に詳価費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費
内 容	県庁にて調査 25 日早朝登庁のため泊
年月日	令和5年7月24日~令和5年7月25日 金額 17,360 円

目的	
(該当項目に丸印) 部	7局事業とアリング・地元要望活動(会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使途(該当項目に丸印)	<b>ど通費・宿泊費・駐車料</b>
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)・	議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。
≪領収書貼付枠≫	
ご利用ありがとうございます。 NEXCO 中日本 特色所では一旦序車してください。	本山
ご利用ありがとうございます。 NEXCO 中日本 料金所では一旦体車してください。	本リ月 記正 印 全部

案分の理由	領収書金額(a)	領収書金額(a) 案分率(b) 政務活動費支	
全て政務活動にかかる		/	
ものである。	17, 360 円	100 %	17,360円

#### 請求領収書 RECEIPT

125980

# HOTEL ホテルグランヒルス静岡 〒422-8575 静岡県静岡市駿河区南町18-1 TEL (054) 284-0111 FAX (054) 289-5300

田内 浩之 お名前 GUEST NAME

様

5部監御号 ROOM NO 2018	ご到着日 ARRIVAL-DATE 2023/07/24	ご出発日 DEPARTURE DATE 2023/07/25	人数(宿泊) PERSON(S)	人数(デイユー PERSON(S)	-ス)担当者 IN CHARGE O 柴崎格
日付	項目 DESCRIPTION 工宿泊料	2023/01/20	料金 CHARGE	お支払い CREDITS	9225 BALANCE
023/07/24	工宿泊料 宿泊小記	<del> </del>	11,000 11,000	I	11,000
	駐車場	·	1,200 1,200	I	12,200
	(内消費税)	<b>A</b>	12,200 1,109		12,200
	総入金額	<b>A</b>			0 12,200
	差引請求	額——	12,200		12,200
	!				
		•			
· Ate	GRAND HILL	S SHIZUO			
- 1 · _	クレジットカー A I D	本 RV	前受金	<u> </u>	0
TEAC C	REDIT (	CARD	DEPOSIT ご請求額 AMOUNT D	ntie.	12,200
-	<i>うルグランヒ</i>	17.3	ご返金額 REFUND		0
収入   印紙	<i>あ</i> 上	りがとうございま 記金額には消費税	した。またのご 等が含まれてお	利用をお待ち申し ります。また伝票	上げます。誠に勝手なか につきましては、すでに

7/27

# 支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・田内浩之 )

経	費項	Į 🗏	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費
内		容	令和5年8月分 事務所家賃
年	月	月	令和5年 7月 1日 ~ 令和5年 7月 31日 金 額 35,165 円

目的	事務所賃貸
使 途	家賃
政務活動・ 県政との	政務活動用 事務所 賃貸料
関連性	

≪領収書貼付枠≫

70,000 (家賃) +330 (振込手数料) =70,330 70,330×1/2=35,165

# お取扱明細票

いつもご利用いただきありがとうございます。
お取引いただきました明細は、下記のとおりです。

 お取引いただきました明細は、下記のとおりです。_						
ご利用年月	日 取扱金庫 店番 機番通番					
	27 1551029-4017					
 カード発行金融機関 ・ ル	店番・科目 口座番号					
* * * * - * *	The state of the s					
万円券(枚) 五千円券(枚) 二千円券	(II) THE (II) Fig. 15. 取记》金额。					
00700000	0000 ¥70,000*					
お取引種別	to the second control of the party of the second of the se					
お振込						
手数料 ¥33	0 ページ 硬 貨 ¥330					
時刻 14:2	9 おつり					
3 21 1						
	· ·					
タナイヒロコキシ	" 1 対 1 様					
7/164317	TEL					
印紙税申告納	1 - 1					
付につき豊橋	ご利用ありがとう					
137	ございました。					
税務署承認済						
──						
<del></del>						

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動		/	,
で案分	70, 330 円	50%	35, 165 円

整理番号 7- 10

# 支 出 証 拠 書

7/31

(会派名・議員氏名ふじのくに県民クラブ・田内浩之 )

経費項目		<b>(</b>	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請頼情等活動費・会議費・資料作	-		
内		容	ッチョリニア残土処理、南アルプス活性化調査、 場	·左(===i	政務	言国查(政務活動資料)避理
年	月	日	令和5年7月29日~令和5年7月31日	金	額	17.650円

目 的 (該当項目に丸印)	<ul><li>一部局事業とアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理</li></ul>	\	<u> </u>
使 途 (該当項目に丸印)	交通費(宿泊費・駐車料		
政務活動・ 県政との 関 連 性 (該当項目に丸印)	<ul> <li>議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。</li> <li>地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。</li> <li>確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。</li> <li>議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。</li> <li>会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。</li> </ul>		<del> </del>
ルタを157 <del>まり</del> と人か	h. \\\		

≪領収書貼付枠≫

29日は県方にて政務活動 30日 早朝 |南アルプス移動

<u>.</u>

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる		/	
ものである。	17.650円	100 %	17,650.円

ご利用ありがとうございます。

#### 用 利 証 明



料金所(自) 三ヶ月 料金所(至) 静岡 23年 7月29日15時41分 割引前料金 ¥2, 580-割引△ ¥ 7 7 0 -

通行料金

¥1, 810-

(ETCクレシ\*ット)

車種

取扱番号 A08307-298087-396423

※ 通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

019

ご利用ありがとうございます。

#### 利 用 証 明



料金所(自) 島田金谷 料金所(至) 三ヶ日 23年 7月31日18時10分

通行料金

¥1,840-

(ETCクレシ"ット)

車種 1

取扱番号 A04307-313030-012818

※通行料金は消費税率10%対象です。
※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。



(株) 特種東海フォレスト 静岡県島田市金谷東1-753-1 Tel: 0547-46-4717

2023年 7月30日 14:21 034591

宿泊02 11,000 夕食 2,000 2点 @1.000

弁当 2,000

4点 内税対象計 ¥13,000 内税 (¥1, 182) 内税対象計 ¥2,000 (¥148) 内税※ ~簡 現金 000

人数 名 名前 様

領収印

西田

**郯崎:田内浩之** 

労は 2/3/の朝康と昼食分

宿泊貨、外食、科当(1食分)方 14,000円已充当前

← 不鮮明の海神紀 合計分額 15,000円

# 県外調査概要書

令和5年 8月 9日

会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・田内 浩之

目	的	リニア残土処理・南アルプス活性化調査			
年	月日	令和 5 年 7 月 30 日~令和 5 年 7 月 31 日			
場	所	南アルプス椹島			
内	容	1 行程 7月30日 静岡市街→南アルプス椹島 7月31日 南アルプス椹島→南アルプス悪沢岳→鷲津 2 応対者 ①南アルプスみらい財団 事務理事・ 務課長 ②十山株式会社 鈴木康平取締役 3 聴取内容 ①南アルプスは海底が隆起してできた。藤島沢の土捨場。JR は重金属混入の土砂を捨てる予定だが、土砂崩れで砒素とセレンが川に流れ込む可能性。中和するブラントがあればいいが。なおかつ盛り土条例にひっかかる。財団の 2000 万の運営費は県から。保全と活用が中心事業。特に活用は県ではやりづらいので存在意義がある。担当が変わらないのは強み。 ② が創業者。水力と木材を合わせた事業が製紙業。2 万 4000 ヘクタールの森林を所有。プラザ合意により林業の競争力が低下。昭和57 年で林業は停止。それ以降は山のロッジ経営等。リニア事業で会社は棚ぼた利益。日本のミネラルウォーターは消毒する。最初はミネラルウォーター事業を目指したが利益が見込めずウイスキー事業を目指す。タルを作るミズナラが豊富。お金を10 年寝かせるので参入障壁が高い。サントリーの社員が顧問。鹿児島のほんぼう酒造さんがバックアップ。3 年で出荷。来年出荷。11 億の投資で19 年間で回収。5 人のメンバーでウイスキーづくり。社内公募でメンバー決定。4 県政への反映			

整理番号	2-11

7/3/

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・田内浩之 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・顕練情等活動費・会議費・資料作成費・資料構入費・事務費・事務所費・人件費
内 容	新聞購読料 7月分
年 月 日	令和5年 7月 1日 ~ 令和5年 7月 31日 金 額 3,300 円

目的	県政・社会情勢に関する情報収集
使 途	7 月分 静岡新聞購読料
政務活動・	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする
県政との	
関連性	

≪領収書貼付枠≫

全百	ΠΔ	証
ηĦ	ЧX	亞旺

支店 区域 順路 No 田内 浩之 130 015 ※は軽減税率対象です

樣

[ 		部数	"金額(円)]	備。考集	領収金額 (含消費税)
!	※静岡新聞	1	3, 300		3, 300 🖪
			,		2023 年 07 月分
	10%対象 0 8%対象 3,300	(内消 (内消	費税 0) 費税 244)		領収致しました。 年月日

お支払いに便利な口座振替やクレジットカード決済もございます。

湖西新聞販売 で 湖西市鷲津2489-1 フリーダーイヤル 0120-49-434

本店

053-576-0351

ご購読ありがとうございます。本証はご保存下さい。金額その他を訂正したものは無効です。

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる		/	
ものである	3, 300 円	100%	3,300円

整理番号 クー /2

支 出 証 拠 書

7/3/

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・田内浩之 )

経	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請練情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費事務費・事務所費・人件費		
内		容	新聞購読料 7月分
年	月	日	令和5年7月1日~令和5年7月31日金額 4,800 円

目的	県政・社会情勢に関する情報収集
使 途	7 月分 日経新聞購読料
政務活動・	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする
県政との	
関連性	

# ≪領収書貼付枠≫

# 71 01 068 湖西市鷺津 5 2 6 7 **領 収 証** 2023 年 7 <sub>月分</sub>

# 田内 浩之 様

		,	7 1 4	·	14-7	•
. [	銘	柄	部数	金	頁	合計金額
	日経新聞朝刊	*	1	4, 800	)	. <b>4,</b> 800 [4]
1						ご愛読ありがとうございます。 上記金額正に領収いたしました。 台計金額には消費税が含まれています。
1	※軽減税率対	<u>象</u>				T5080402009214 中日新聞鷲津茅原
	税込 4,800円 本体 4,44	5円 消費税(軽減)	%) 355円			(有) 兼子新疆(表)
						湖 西 市 古 見 1 2 3 3 3 5 7 6 - 0 3 5 9 FAX (053) 5 7 6 - 4 1 5 4

.

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる		/	
もの	4,800円	100%	4,800円

7/31

# 支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・田内浩之	
経費項目 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請輔等活動費・会議費・資料作成費・資料構入費・事務費・事務所費・	人件費
内 容 新聞購読料 7月分	

||年 月 日 ||令和5年 7 月 1日 ~ 令和5年 7月 31日 ||金 額 || 3,300 円

目的	県政・社会情勢に関する情報収集 
使 途	7 月分 中日新聞購読料
政務活動·	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする
県政との	·
関連性	

《領収書貼付枠》

19 01 068	湖西市祭	第52	6 7	領 2023	収7	<b>証</b> <sup>月分</sup>
	<del>гл Н</del>	W+	拌			

田内 浩之 様

			Щ,	-	, <sub>—</sub>		<u> </u>
i		 柄	1	部数	金	額	合計金額_
-	中日新聞 朝	1	*	1	3, 3	00	3, 300 <sub>m</sub>
						,	ご愛読ありがとうございます。 上記金額正に領収いたしました。 合計金額には消費税が含まれています。 T5080402009214
1	※軽減税率対	<b>才象</b>			<u> </u>		中日新聞鷲津
]	税达 3,300円 本体 3,0	156円 消費税	(軽減8%)	244円			(有)兼子新疆域
. 1							電話 〈053〉576—0359 FAX 〈053〉576—4154

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる			
ものである	3, 300 円	100%	3, 300 円

整理番号 7-14

# 支出証拠書(自動車燃料代)

【7月分】 2/3/ (会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・田内浩之

区分	前回給油(領収書貼付分)	今回(面	直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年	月日	
走行距離	k:	ı	k	m km

### (経費項目別充当額)

経費項目 走行距離(km)			積 算 方 法/※		充当額(円)
事 務 費	675 km	18	円× 675 km/	k m	12.150

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)

※領収書による充当方式

・積上げ方式 : 領収書金額(円)×走行距離(km)/総走行距離(上記C)(km)

・ 充当限度割合による案分: 領収書金額(円)×充当限度割合

≪支払証明≫上記のとおり支払った(充当した)ことを証明します。

議員氏名

田内浩之

### ≪領収書貼付枠≫

グラゴリリー入事変更

	 ·		
案分の理由	 領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	•	/	
	· 円		. 円

月日	内容	行 程	走行距離(km)
7月22日	湖西市内 5 か所 要望対応他	市内	42
23 🖯	市内4か所 要望対応他	市内	31
24日		鷲津~静岡	108
25 🖯	県庁ヒアリング	静岡~鷲津	108
26日	交通事業者へ市内案内	市内	35
29 🛭	静岡県庁	鷲津~静岡	110
30 🖽	静岡市椹島 リニア視察	静岡駅付近~静岡市田代	79
31日	静岡市椹島 リニア視察	静岡市田代~鷲津	162
41			
			1
			·
	<del>-</del>		
	·		
	·	合計	675

整理番号 クールケ

# 支 出 証 拠 書

8/7

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・田内 浩之 )

経到	費項	目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請頼情等話動費・会議費・資料作	成費・資	斜購入	・事務費・	事務所費・	人件費
内		容	浜松エフエム放送 番組料金 令和5年7月分					
年	月	月	2023年 7月1日 ~ 2023年 7月31日	金	額	35,220	· 円	

目的	政務活動報告
使 途	浜松エフエム放送 番組料金
政務活動・	県政の報告
県政との	
関連性	

≪領収書貼付枠≫

35,000 (番組料金) +220 (振込手数料) =35,220

別紙あり 請求書

# ・・キャッシュサービスで利用控

毎度ご利用いただきありがとうございます

▲ 浜松いわた信用金庫

浜松いりた信用金単
の5-08-07 1503016I-6339
力一片発行金融機関。店番音(4)。100座一番。号 4:
'
が一方円券側 工円房側 工円房側 工円房側 お取引金額
3 0 0 5 ¥35,000*
お取引内容はは高いよう、お取引後残高いこか。
振 込 ***********************************
手数料: ¥220 ページ 硬 貨: ¥520
10011 X200x
6020( 1130
E浜松磐田信用金庫
露本店営業部
おんママツェフェムホウソク(カ様
普通1698431
になっていまった。カイギ、イン・タナインとロコギ
模、 9 3 = 0 5 3 - 5 7 5 - 3 1 0 5
· Q 频 税 电
* 存在づき浜松西   マール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
税務署承認済
<del></del>

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる		/	
ものである	35, 220 円	100%	35, 220 円

# 請求

2023年7月31日 No. 22866

静岡県議会議員 田内浩之

様

フエム放送株

代表取締役社長 〒430-0933

静岡県浜松市中区鍛冶町100番地の ザザシティ浜松中央館2階 TEL:053-458-8600 FAX:053-458-8611

登録番号:T6080401004009



2023年7月度

期間 2023/07/01~ 2023/07/31



前回請求額	入金額	繰 越 額	売上額	消費税額等
35,000	35,000	0	31,818	3,182

今回請求額	
¥35,000	

	費	E	(税率)	請求金額	備考
番組料金			(10.0%)	31,818	[KENGI DE Night!]
		-			
	•				
				•	
小	計			31,818	
消費和	等	(10.0%)		3,182	
合	計			¥35,000	

上記の通りご請求申し上げます。

なお弊社の取引銀行は次の通りです。

浜松磐田信用金庫 本店営業部 No. 0698431 三井住友銀行 浜松支店 No. 7024266 2023年7月度

(K 1326 )

# タイム放送確認書

様

静岡県議会議員 田内浩之 広告主

〒430-0933

〒430-0933 静岡県浜松市中区銀冶町 00番地の ザザシティ浜松中英館4階 TEL:053-458-8600 FAX:053-458-8617

貴社お申し込みの放送は、下記の通り放送致しましたのでご通知申し上げます。

期間 2023/07/01~2023/07/31

		番組名	【KENGI	DE Night!	]
放日	送日 曜日	放送時刻	CM秒数	タイムランク 区 分	広告商品およびCM素材の内容
03	月	19:30 — 20:00	1800"	A	W T 15 H102 CO COM 25 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17
			<del> </del>	<u> </u>	-
			<del> </del>		
<u> </u>			<del>                                     </del>	<u> </u>	
<u> </u>			-		
-			<del> </del>		
			<del>                                     </del>		
_			<del>-</del>		
		<del></del>	<del> </del>		
	-		<del>                                     </del>		
_	<del>-  </del>		<del>                                     </del>		
			<del> </del>		
$\dashv$					
_	‡	<del></del>			
$\dashv$					
_		-			
		放送件数:	1件		
備考					

<del></del>	
整理番号	2-16

8/7

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・田内浩之 )

経	費項	Ī 🗏	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情等話號・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費
内		容	携帯電話代 7 月分
年	月	日	5年 6月 11日~ 5年 7月 10日 金 額 4,645 円

目的	政務活動のための業務連絡
使 途	携帯電話代
政務活動・ 県政との	政務活動時の業務連絡
関連性	<del></del>

≪領収書貼付枠≫

D 5- 8- 7

9, 291 ソフトかつフMB(SMF

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で案分		/	
	9, 291 円	50%	4, 645 円

ご利用料金内訳明細書 2023年 6月11日~2023年 7月10日ご利用分 お客さまご契約数 2件 発行日 202 「如野 (本)	23年 7月 21 金額(円) 税区	
電話番号(お客さま番号等)	200 10%	
* * ご契約期間 9年 5ヶ月 * *   透本料 基本プラン(音声)[ 6月11日~ 7月10日]	980 10%	6
通話料 基本プラン (音声) 割引 家族割引 (9,540円 × 100%)	23,240   10% -9,540   10%	6
月額料 定額オブション+ 無料通話分	1 ,800  10% 13,700  10%	6
無料 定額オプション+ 無料通話分(SMS)   定額料 データプランメリハリ無制限	-12   10% $5,600   10%$	%
割引「新みんな家族割」	-1,000   10% -1,100   10%	К
通信料 データ通信@0円 113265Pkt 通信料 データ通信 (4G LTE/5G) @0円 221007412Pkt	0   1 0 9 0   1 0 9	
<ul><li>(通信量合計 221120677Pkt [26.36GB])</li><li>通信料 メール (SMS)</li><li>通信料 メール (SMS) (YM/他社宛)</li></ul>	12 1 0 9 873 1 0 9	
月	467 1 09 -467 1 09	%
その他 ユニバーサルサービス料 その他 電話リレーサービス料	2 1 0 9 1 1 0 9	%
* ご契約電話番号 * *	7,156	
端宋代 分割支払金/減払金	1,200 対象を1,200	<b>斗</b>
小計 課税対象額 計	1,255566 77,73755	
課稅対象10% 消費稅等 3十		
消費税等10%     課税対象外 計   ご請求金額	735 1,200 1,201	
税込金額 計 10% 課税対象外 計	1,200 9,291 8,091 1,200	
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
用ユニバーサルサービス・電色リレーサービスに関いては、(一致)電気通信電音を協会のHPをご参照ください。https://www.tcm.or.jp/ 家要額月等の各項ご問約内容についてはMy SonBarkの契約内容派会よりご程誌ぐださい。 ※他社債権にから調質契率は其入元から明期等をご確認ください。無経過報避対象の取引は信収率を適用しています。	東面も必ずこ確認くだ	<b>ささい</b>
電話番号(お客さま番号等) 料 金 内 訳 内 訳	金額(円)税	区分
		- 1
		İ
ソフトバンク株式会社 発行日 2023年 7月 21日 夏の次		
〒105-7529 東京都港区海岸一丁目7番1号   日本		
〒105-7529 東京都港区海岸一丁目7番1号   日本		
〒105-7529 東京都港区海岸一丁目7番1号  ソフトバンクご利用料金口座振替金額のお知らせ (NOTICE OF SOFTBANK CHARGES FOR BANK TRANSFER) 日頃はソフトバンクでご利用いただき域にありがとうございます。 Thank you very much for using SOFTBANK servise. お知らせ (INFORMATION)  〒105-7529 東京都港区海岸一丁目7番1号  京都港区海岸・丁目7番1号  京都 京		
〒105-7529 東京都港区海岸一丁目7番1号  ソフトバンクご利用料金口座振替金額のお知らせ (NOTICE OF SOFTBANK CHARGES FOR BANK TRANSFER) 日頃はソフトバンクでご利用いただき域にありがとうございます。 Thank you very much for using SOFTBANK servise. お知らせ (INFORMATION)  〒105-7529 東京都港区海岸一丁目7番1号  京都港区海岸・丁目7番1号  京都 京		
〒105-7529 東京都港区海岸一丁目7番1号  ソフトバンクご利用料金口座振替金額のお知らせ (NOTICE OF SOFTBANK CHARGES FOR BANK TRANSFER) 日頃はソフトバンクをご利用いただ言誠にありかとうございます。 Thank you very much for using SOFTBANK servise. お知らせ (INFORMATION)  お知らせ (INFORMATION)  本記の電話料金等をご指定の口座にご入金くだい。 一般的日本でにご指定の口座にご入金くだい。 一般の前日本でにご指定の口座にご入金くだい。 一般自は延滞利息がかかることや、ご利用が停止となることとや、ご利用が停止となることとや、ご利用が停止となることとか。これます。 「内消費税等	508円 758円)	
〒105-7529 東京都港区海岸一丁目7番1号  ソフトバンクご利用料金口座振替金額のお知らせ (NOTICE OF SOFTBANK CHARGES FOR BANK TRANSFER) 日頃はソフトバンクをご利用いただ言誠にありかとうございます。 Thank you very much for using SOFTBANK servise. お知らせ (INFORMATION)  お知らせ (INFORMATION)  本記の電話料金等をご指定の口座にご入金くだい。 一般的日本でにご指定の口座にご入金くだい。 一般の前日本でにご指定の口座にご入金くだい。 一般自は延滞利息がかかることや、ご利用が停止となることとや、ご利用が停止となることとや、ご利用が停止となることとか。これます。 「内消費税等	508円 758円)	
マ105-7529 東京都港区海岸一丁目7番1号  ソフトバンクご利用料金口座振替金額のお知らせ (NOTICE OF SOFTBANK CHARGES FOR BANK TRANSFER) 日頃はソフトバンクでご利用いただき随にありがとうございます。 Thank you very much for using SOFTBANK servise. お知らせ (INFORMATION) 日頃はソフトバンクでご利用いただき随にありがとうございます。 お知らせ (INFORMATION) 日頃はソフトバンクでご利用いただき随にありがとうございます。 お知らせ (INFORMATION) 日記 は	508円 758円) 6(I 頭い致します。	

8/2/

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・田内浩之 )

経	費項	目	調査研究費・	研修費	・広聴広	報費・	要靜情新動	· 会議	費・資料	献費・資	料購入費	費・事務費・事務所費・人件費
内		容	事務員雇	用 📕	· .							
年	月	日	令和5年	7月	1日	~	令和5年	7月	31日	金 .	額	70,850円

目的	政務活動を補助する事務員を雇用
使 途	7月分給与
政務活動·	
県政との	
関連性	

### ≪領収書貼付枠≫

# 給与支払明細書

令和5年7月分

氏 名

給 与 通勤手当     支給額合計     所 得 税     雇 用 控 除 額 保 附 合 計       70,850円     円 70,850円     2,170円     円 2,170円     円 2,170円     68,680円	控除	額
<del></del>		
70,850 円 円 70,850 円 2,170 円 円 2,170 円 68,680 円		<u>п</u> н
	円 2,170円 円	2,170 円 68,680 円

54.5Hx 1,300 F = 20.850 F

受領印	
受領日	8月21日

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる		/	
ものである	70,850 円	100%	70,850 円